

iPhone 事件

判決年月日 平成 25 年 2 月 28 日

事件名 平成 23 年 (ワ) 第 38969 号 債務不存在確認請求事件

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130325133658.pdf>

担当部 東京地方裁判所民事第 46 部

## 【コメント】

### (1) FRAND 宣言

IT 産業等では、デジタル技術の発展等により、1つの製品（情報通信機器等）に多数のIPR（知的財産権）が関係するようになり、いわゆるアンチ・コモنزの悲劇（共有されるべき財産が細分化されて私有され、社会にとって有用な資源の活用が妨げられること）が生じている。

このアンチ・コモنزを回避するために、標準化活動（標準化活動に参加しようとしている企業が現に取得し、将来取得する可能性のある特許にかかる技術を団体に申告させ、合理的かつ非差別的な条項でライセンスをすることを求めようとする活動）が行われ、多くの場合、標準化団体の会員は、(F)RAND条件（公正、合理的かつ非差別的な条件）(fair, reasonable and non-discriminatory terms and conditions)で自社IPRのライセンスを（第三者にも）許諾することを保証する宣言（FRAND宣言）を行っている。

技術の標準化を進めることによって、製品間の互換性の確保、製造・調達のコストの削減、研究開発の効率化や他社との提携機会の拡大等の効果が見込まれ、エンドユーザーにも、製品・サービスの利便性の向上、製品価格やサービス料金の低減、に繋がることになる。

他方で、標準化に必須の知的財産権を保有する企業が、その標準規格を使用して製品化を図る他の企業に対し、当該知的財産権の実施を禁止することを求め、高額で理不尽なライセンス条件を要求して強制的に同意させるという状況（ホールドアップ状況）が生じるおそれがあり、また、他の企業は、実施許諾を得られない場合、既に標準規格の適用のために行った投資（開発投資・設備投資）が無駄になるおそれがあり、ひいては、技術の標準化による普及が著しく阻害される可能性、がある（判決89頁）。

そこで、技術の標準化の必要性と知的財産権の保有者の権利との間のバランスをとることが要請され、その結果、FRAND宣言が重要視されることとなる。

## (2) 本件における争点

本件では、FRAND宣言をしていたETSIの会員である被告の原告に対する対応が、情報提供義務・誠実交渉義務・ライセンス契約締結義務違反になるか、義務違反があった場合に特許権侵害による損害賠償請求権の行使が制限されるか等が問題となった。

以下に、本件判決の内容を紹介し、FRAND条項違反の効力について検討する。

### 【参考】 標準規格必須特許とFRAND宣言

参考資料「標準規格必須特許の権利行使に関する調査研究報告書」(平成24年3月 一般財団法人 知的財産研究所)(以下「報告書」)

- ・国内事例として、標準必須特許の譲受人による情報通信分野のインフラ(通信事業)という公益性の高く、事業に対する投下資本の大きい事業に対する権利行使、比較的高額な損害賠償請求、不実施者や事業撤退者による標準必須特許の権利行使及びFRAND宣言や消尽といった標準必須特許特有の権利行使が行われている(同5頁以下)。

しかし、実質的に判断した判例は本件が初めて。

- ・多くの場合、FRAND条項がある。

### 【事例】

- (1) 原告( Apple Japan合同会社 )が、原告の各製品(「iPhone 3GS」(「本件製品1」)、「iPhone 4」(「本件製品2」)、「iPad Wi-Fi + 3Gモデル」(「本件製品3」)、「iPad 2 Wi-Fi + 3Gモデル」(「本件製品4」)の生産、譲渡、輸入等の行為は、被告( 韓国、三星電子株式会社 )の特許第4642898号の特許権(発明の名称「移動通信システムにおける予め設定された長さインジケータを用いてパケットデータを送受信する方法及び装置」。後述の通り、本件特許は、UMTS規格に準拠した製品の製造、販売等及び方法の使用をするのに避けることのできない必須特許である)の侵害行為に当たらないなどと主張し、被告が原告の上記行為に係る本件特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求権を有しないことの確認を求めた。

判決 = 損害賠償請求権不存在確認請求を認容。

- (2) 争点(判決12頁)

(争点1) 本件各製品についての本件発明1の技術的範囲の属否

【本件製品2, 4が本件発明1(請求項8), 本件発明2(請求項1)の各技術的範囲に属する, と判断。省略】

(争点2) 本件発明2に係る本件特許権の間接侵害の成否

【判断なし】

(争点3) 特許法104条の3第1項の規定による本件各発明に係る本件特許権の権利行使の制限の成否

【判断なし】

(争点4) 本件各製品に係る本件特許権の消尽の有無

【判断なし】

(争点5) 被告の本件FRAND宣言に基づくアップル社と被告間の本件特許権のライセンス契約の成否

【判断なし】

(争点6) 被告による本件特許権に基づく損害賠償請求権の行使の権利濫用の成否

#### 【判決概要】

判決(判決70頁以下)中,争点6(権利濫用の成否)についての判断の要約(判決88頁以下)

(1) ETSI(European Telecommunications Standards Institute,欧州電気通信標準化機構)のIPR(知的財産権)ポリシー(ア)第2世代移動通信システム(2G)=欧州外では国ごとに規格が異なるばかりか,一つの国の中ですら規格が異なっており,普遍的な運用互換性がなかった。米国,日本,欧州は,それぞれ互換性のない規格に従ったシステムを運用。

第3世代移動通信システム(3G)=従来の音声サービスだけでなく,データサービス及びマルチメディアサービスを提供することの普及促進と付随する仕様の標準化を目的として,ETSIなどの世界の標準化団体が結集し,1998年(平成10年)に3GPP(Third Generation Partnership Project)という名称の標準化団体を結成。

(イ)ETSIの定めるIPRポリシー

一般に,技術の標準化を進めることによって,製品間の互換性を確保し,製造・調達のコストを削減し,また,研究開発の効率化や他社との提携機会の拡大等の効果が見込まれ,さらには,エンドユーザーにとっても,製品・サービスの利便性の向上,製品価格やサービス料金の低減につながるといった意義があると考えられる。

他方で,企業は,ある特定の知的財産権が標準化された技術の規格に必須

とされた場合、当該知的財産権を保有する企業が、その標準規格を使用して製品化を図る他の企業に対し、当該知的財産権の実施を禁止すると脅しつつ、法外な実施料やその他の理不尽なライセンス条件を要求して、これに強制的に同意させるという状況が策出されるおそれがあり、また、他の企業は、当該知的財産権の実施許諾を得られない結果、既に標準規格の適用のために行った投資（開発投資・設備投資）が無駄になるおそれがあり、ひいては、技術の標準化による普及が著しく阻害される可能性があることを踏まえて、通信分野における技術の標準化の必要性と知的財産権の保有者の権利との間のバランスをとることが要請されている。

ETSIのIPRポリシーは、このような要請に応えることを目的。

(ウ) ETSIのIPRポリシーの規定のポイント

- a 各会員は、特定の規格又は技術仕様に関連するETSIに必須IPRについて適時に知らせるため合理的に取り組む(IPRポリシー4.1項)。
- b 必須IPRがETSIに知らされた場合、ETSIの事務局長は、少なくとも製造、製造した機器の販売、賃貸、処分、修理又は使用、動作及び方法の使用の範囲で、当該IPRにおける取消不能なライセンスを「公正、合理的かつ非差別的な条件」(fair, reasonable and non-discriminatory terms and conditions, FRAND条件)で許諾する用意があることを書面で取消不能な形で3か月以内に保証することを、当該IPRの所有者に直ちに求め、保証が許諾されない場合、委員会の委員長は、適切な場合、問題が解決するまで、委員会が規格又は技術仕様についての作業を停止すべきかどうかについて判断し、関連の規格または技術仕様の承認を行う(IPRポリシー6.1～6.3項)。

(エ) IPRポリシーを補足する「IPRについてのETSIの指針」

「会員の権利」

- 「・自らのIPRを規格に含めることを拒否すること。
- ・規格に関し、公正、合理的かつ非差別的な条件でライセンスが許諾されること(6.1項)」

「会員の義務」

- 「・ETSIに、自らのIPR及び他者の必須IPRについて知らせる(適時開示義務)
- ・必須IPRの所有者は、公正、合理的かつ非差別的な条件でライセンスを許諾することを保証すること」

「第三者の権利」

「・第三者には、必須IPRの所有者として、又はETSI規格若しくは文書のユーザーとして、ETSIのIPRについての方針の下で、次の特定の権利を有する。

少なくとも製造及び販売、賃貸、修理、使用、動作するため、規格に関し、公正、合理的かつ非差別的な条件でライセンスが許諾されること(6.1項)。」

(2) 本件FRAND宣言に至るまでの経緯

(ア) ETSIの会員である被告は、1998年、ETSIに対し、3GPPが策定した通信規格であるUMTS規格(Universal Mobile Telecommunications System)としてETSIが推進しているW-CDMA技術に関し、被告の保有する必須IPRライセンスを、ETSIのIPRポリシー6.1項に従って、「公正、合理的かつ非差別的な条件」(FRAND条件)で許諾する用意がある旨の宣言をした。

(イ) 被告は、2005年(平成17年)5月4日、韓国において、本件出願の優先権主張の基礎となる特許出願(優先権主張番号10-2005-0037774)をした。

(ウ) 被告が2005年に3GPPのワーキンググループに提案した、従来からある通常Eビット解釈のオプション規格としての「代替的Eビット解釈」(非確認モード(UM)でデータを伝送する場合に、シーケンス番号(SN)に続くEビットについて、上位レイヤーのコンフィギュレーションが代替的Eビット解釈を使用することを選択した場合にのみ使用される規格)が、標準規格の一つとされた。

(エ) 被告は、平成18年5月4日、本件出願をし、平成22年12月10日、本件特許権の設定登録を受けた。

(オ) 被告は、2007年(平成19年)、ETSIに対し本件出願の国際出願等に係るIPRが、UMTS規格に関連した必須IPRであるか、又はそうなる可能性が高い旨を知らせるとともに、そのIPRが引き続き必須である範囲で、規格に関し、IPRポリシー6.1項に準拠する条件(FRAND条件)で、取消不能なライセンスを許諾する用意がある旨の宣言(本件FRAND宣言)をした。

(3) 本件FRAND宣言後の経緯等

(ア) アップル社は、2011年(平成23年)4月、米国において、被告に対し、「iPhone」及び「iPad」に関するアップル社の知的財産

権(但し,標準規格に必須とされるものではない)を侵害したとして侵害訴訟を提起した。

(イ)その後,被告は,平成23年4月21日,原告による本件各製品の生産,譲渡等の行為が本件各発明に係る本件特許権を侵害するとして,仮処分命令の申立てをしたが,平成24年9月24日,本件製品1及び3を対象とする部分を取り下げた。

(ウ) a アップル社は,2011年(平成23年)4月29日,被告に対し,(省略)等を明らかにするよう要請した。

b 被告は,2011年(平成23年)5月13日,アップル社に対し,アップル社が求めるライセンスの条件(対象特許の特定,期間,アップル社が保有する必須特許のクロスライセンスの可能性等)を明らかにすること及び今後の交渉について双方機密扱いで行うよう要請し,さらに,FRAND条件でアップル社にライセンスを提供する用意があるが,当該ライセンスの条件を規定する前に,機密保持契約を締結することを求め,アップル社と被告は,同年7月20日付けで秘密保持契約を締結した。

(エ) 被告は,2011年(平成23年)7月25日,アップル社に対し,FRAND条件に従って,UMTS規格に必須の被告の保有する特許(出願中のものを含む。)の全世界的かつ非独占的なライセンスを,関連する「%の料率」でライセンス供与する用意ができていることを提示した。

これに対し,アップル社は,同年8月18日,被告の本件ライセンス提示がFRAND条件に従ったものとアップル社において判断することができるようにするために,アップル社と被告間の秘密保持契約に基づいて,被告がアップル社に支払うことを求めるロイヤルティ料率を他社も支払っているかの確認を含む情報,被告と他社との間の必須特許のライセンス契約に関する情報を開示するよう要請した。

アップル社は,[1]UMTS規格に不可欠とされる特許のあらゆる所有者が全体として要求できるロイヤルティ料率の合計には上限があると考えられており,被告も別の訴訟において,そのようなロイヤルティ料率の合計が「約5%」であるべきだと主張しているところ,全世界においてUMTS規格に不可欠と宣言された1889の特許ファミリーのうち,被告が保有しているものがその5.5%に当たる103にすぎないことに鑑みると,被告がアップル社に対して要求できるロイヤルティ料率は,高くても0.275%(5%×5.5%)と捉えるべきである,[2]被告がUMTS規格に不可欠と宣言する特許は移動体通信

チップの機能性にのみ関連するものであるから、当該部品の価格あるいは少なくとも通信装置の業界平均価格を基準とすべきであるところ、被告提示のライセンス料率は、（省略）を基準とし、その料率に係る数値も上記〔1〕の数値をはるかに上回る点で、法外に高いなどと主張した。

（オ）原告は、平成23年9月16日、本件訴訟を提起した。

（カ）a 被告は、2012年（平成24年）1月31日、アップル社に対し、被告の本件ライセンス提示がアップル社にとって不本意な内容であるならば、アップル社において、真摯な対案を提示するよう要請をした。

b アップル社は、2012年（平成24年）3月4日、被告に対し、自社が行ったUMTS規格に必須であると被告が主張する日本における三つの特許（特許第4642898号（本件特許）、特許第4299270号及び特許第4291328号）に関する分析結果を反映したライセンス条件を提案するものとして、ライセンス契約書案を添付して、ライセンス契約の申出をした。その概要は、%をロイヤルティとして支払うという内容のものである。

これを受けて、被告は、同年4月18日、アップル社に対し、アップル社の上記ライセンス契約の申出について、%という金銭的条件が低額であり不合理であることなどを理由に、FRAND条件に基づくライセンス契約の申出に当たらないなどと意見を述べた。

（キ）a アップル社は、2012年（平成24年）9月1日、被告に対し、2G、3G及び4G（LTE）に対応する携帯機器標準規格必須特許全体を対象として、クロスライセンスの提案を含むFRAND条件に基づくライセンス許諾の枠組みを提案する用意があると表明した。

b 被告は、2012年（平成24年）9月7日、アップル社に対し、（省略）を提案した。

c アップル社は、2012年（平成24年）9月7日、被告に対し、ロイヤルティ料率を算定するに当たってのアップル社の基本的な考え、算定基準等を示した上で、全てのフィーチャーフォン、スマートフォン及び携帯型タブレットに関する両当事者間の1台当たりのロイヤルティの構成として、携帯機器標準規格必須特許全体のロイヤルティを1台当たりドルを上限とすべきであるとの前提に立ち、被告がアップル社に請求できるロイヤルティ料率をその%、アップル社が被告に請求できるロイヤルティ料率をその%とするライセンス案を提示した。

(4) 準拠法

本件は、日本法人である原告が、韓国法人である被告に対し、被告が本件特許権侵害に基づく原告に対する損害賠償請求権を有しないことの確認を求める訴訟であり、渉外的要素を含むものであるから、準拠法を決定する必要がある。

本件損害賠償請求権は、その法律関係の性質が不法行為であると解されるから、法の適用に関する通則法（以下「通則法」という。）17条によってその準拠法が定められることになる。本件における「加害行為の結果が発生した地の法」（通則法17条）は、本件各製品の輸入、販売が行われた地が日本国内であること、我が国の特許法の保護を受ける本件特許権の侵害に係る損害が問題とされていることからすると、日本の法律と解すべきであるから、本件には、日本法が適用される。

(5) 権利濫用の成否について

原告は、被告が意図的に本件特許について適時開示義務に違反したこと、被告の本件仮処分の申立てが報復的な対抗措置であること、被告が本件FRAND宣言に基づく標準規格必須宣言特許である本件特許権についてのライセンス契約締結義務及び誠実交渉義務に違反し、いわゆる「ホールドアップ状況」（標準規格に取り込まれた技術の権利行使によって標準規格の利用を望む者が利用できなくなる状況）を策出していること、かかる被告の一連の行為が独占禁止法に違反することなどの諸事情に鑑みれば、被告が原告に対し、本件特許権に基づく損害賠償請求権を行使することは、権利の濫用（民法1条3項）に当たり許されない旨主張する。

ア（ア）我が国の民法には、契約締結準備段階における当事者の義務について明示した規定はないが、契約交渉に入った者同士の間では、一定の場合には、重要な情報を相手方に提供し、誠実に交渉を行うべき信義則上の義務を負うものと解するのが相当である。

ところで、

〔1〕3GPPを結成した標準化団体であるETSI（欧州電気通信標準化機構）の会員である被告は、平成19年8月7日、ETSIに対し、本件出願の国際出願番号等に係るIPR（知的財産権）がUMTS規格（3GPP規格）に必須であること、この必須IPRについて、ETSIのIPRポリシー6.1項に準拠するFRAND条件（公正、合理的かつ非差別的な条件）で、取消不能なライセンスを許諾する用意がある

旨の宣言（本件FRAND宣言）をした。

〔2〕IPRについてのETSIの指針1.4項は、会員の義務として、「必須IPRの所有者は、公正、合理的かつ非差別的な条件でライセンスを許諾することを保証することが求められること」（IPRポリシー6.1項）、第三者の権利として、「少なくとも製造及び販売、賃貸、修理、使用、動作するため、規格に関し、公正、合理的かつ非差別的な条件でライセンスが許諾されること」（IPRポリシー6.1項）を定めていることが認められる。

被告は、FRAND条件によるライセンスを希望する申出があった場合には、その申出をした者が会員又は第三者であるかを問わず、当該UMTS規格の利用に関し、当該者との間でFRAND条件でのライセンス契約の締結に向けた交渉を誠実に行うべき義務を負うものと解される。

被告が本件特許権についてFRAND条件によるライセンスを希望する具体的な申出を受けた場合には、被告とその申出をした者との間で、FRAND条件でのライセンス契約に係る契約締結準備段階に入ったものというべきであるから、両者は、上記ライセンス契約の締結に向けて、重要な情報を相手方に提供し、誠実に交渉を行うべき信義則上の義務を負うものと解するのが相当である。

そして、遅くとも、アップル社が、平成24年3月4日、本件特許を含む日本における三つの特許に関するFRAND条件でのライセンス契約の申出をした時点で、アップル社から被告に対するFRAND条件によるライセンスを希望する具体的な申出がされたものと認められ、アップル社と被告は、契約締結準備段階に入り、上記信義則上の義務を負うに至ったものというべきである。

（イ）被告は、

〔1〕日本法の観点からは、FRAND宣言により誠実交渉義務が生じるのは、ライセンス対象特許の有効性を争うことなく、真にライセンスを受けることを希望する「確定的なライセンスの申出」が必要であると解すべきである、

〔2〕アップル社の平成24年3月4日の申出は、被告の本件特許の抵触性と有効性を争うものであるから、そもそも「確定的なライセンスの申出」に該当しないし、

〔3〕アップル社の上記申出の内容は、「 %」という不合理に低額なライセンス料率を提示するものであって、交渉が成立しないことを知

った上で、申出の外形を形式的に策出しただけの真にライセンスを受け  
ける意思のないものであり、この点においても、上記申出が「確定的  
なライセンスの申出」に該当しないとして、被告には、本件FRAND  
宣言に基づく誠実交渉義務が発生していない旨主張する。

しかしながら、いずれも認められない。

#### イ 信義則上の義務違反があったかどうか

- 〔1〕被告は、平成23年7月20日付けで秘密保持契約を締結した後、  
FRAND条件に従って、UMTS規格に必須の被告の保有する特  
許の世界的かつ非独占的なライセンスを「%の料率」でライセ  
ンス供与する用意ができていることを提示したが、その算定根拠を  
示さなかった
- 〔2〕アップル社は、同年8月18日、被告の本件ライセンス提示につ  
いて、全世界においてUMTS規格に不可欠と宣言された1889  
の特許ファミリーのうち、被告が保有しているものがその5.5%  
に当たるにすぎないことからすると、被告がアップル社に対して要  
求できるロイヤルティ料率は、高くても0.275% (5% × 5.  
5%) と捉えるべきであることなどを理由に、被告の本件ライセン  
ス提示に係るライセンス料率が法外な高さであり、FRAND条件  
に従ったものでないとの意見を述べ、被告の本件ライセンス提示が  
FRAND条件に従ったものとアップル社において判断すること  
ができるようにするために、被告がアップル社に支払うことを求め  
るロイヤルティ料率を他社も支払っているかの確認を含む情報、被  
告と他社との間の必須特許のライセンス契約に関する情報を開示  
するよう要請した、
- 〔3〕被告は、平成24年1月31日、アップル社に対し、被告の本件  
ライセンス提示が不本意な内容であるならば、アップル社において、  
真摯な対案を提示するよう要請をしたが、その際、被告は、本件ラ  
イセンス提示に係るライセンス料率（ロイヤルティ料率）の算定根  
拠を示さなかった、
- 〔4〕アップル社は、平成24年3月4日、被告に対し、被告がUMT  
S規格に必須であると宣言した本件特許を含む日本における三つ  
の特許について、%をロイヤルティとして支払う旨のFRAND  
条件でのライセンス契約の申出をした、
- 〔5〕被告は、同年4月18日、アップル社に対し、上記〔4〕の申出  
は低額であり不合理であること、などを理由に、FRAND条件に

基づくライセンスの申出に当たらない、などと意見を述べた、  
〔6〕アップル社は、同年9月1日、被告に対し、携帯機器標準規格必須特許全体を対象として、クロスライセンスの提案を含むFRAND条件に基づくライセンス許諾の枠組みを提案する用意がある旨を表明し、さらに、同月7日、ロイヤルティ料率を算定するに当たってのアップル社の基本的な考え、算定基準等を示した上で、全てのフィーチャーフォン、スマートフォン及び携帯型タブレットに関する両当事者間の1台当たりのロイヤルティの構成として、携帯機器標準規格必須特許全体のロイヤルティを1台当たり 1ドルを上限とすべきであるとの前提に立ち、被告がアップル社に請求できるロイヤルティ料率をその 10%、アップル社が被告に請求できるロイヤルティ料率をその 10%とするライセンス案を提示した、

これらの認定事実に加えて、アップル社が平成24年9月7日に提示したライセンス案について、被告がいかなる対応をしたのか不明であることを総合すると、

〔1〕アップル社と被告間の本件特許権についてのライセンス交渉の過程において、被告は、平成23年7月25日、本件FRAND条件に従ったライセンス条件として、UMTS規格に必須の被告の保有する特許（出願中のものを含む。）の世界的かつ非独占的なライセンスについて「 10%の料率」の提示をしたものの、その際には、上記ライセンス条件の算定根拠を示すことがなかった上、その後、アップル社から、被告の本件ライセンス提示がFRAND条件に従ったものとアップル社において判断することができるようにするために、被告がアップル社に支払うことを求めるロイヤルティ料率を他社も支払っているかの確認を含む情報、被告と他社との間の必須特許のライセンス契約に関する情報を開示するよう要請があったにもかかわらず、平成24年9月7日に至っても上記ライセンス条件の算定根拠を示すことはなかったこと

〔2〕その間、被告は、アップル社が同年3月4日、被告がUMTS規格に必須であると宣言した本件特許を含む日本における三つの特許について、 10%をロイヤルティとして支払う旨のFRAND条件でのライセンス契約の申出をし、さらには、同年9月7日、ロイヤルティ料率を算定するに当たってのアップル社の基本的な考え、算定基準等を示した上で、クロスライセンスを含む具体的なライセンス案を提示しているにもかかわらず、アップル社が被告の本件ライセンス提示を不本意とするならば、アップル社において具体的な提案をするよう要請するのみで、ア

アップル社が提示したライセンス条件に対する具体的な対案を示していないことが認められる。

上記〔１〕及び〔２〕に鑑みると、被告は、アップル社の再三の要請にもかかわらず、アップル社において被告の本件ライセンス提示又は自社のライセンス提案がFRAND条件に従ったものかどうかを判断するのに必要な情報（被告と他社との間の必須特許のライセンス契約に関する情報等）を提供することなく、アップル社が提示したライセンス条件について具体的な対案を示すことがなかったものと認められるから、被告は、UMTS規格に必須であると宣言した本件特許に関するFRAND条件でのライセンス契約の締結に向けて、重要な情報をアップル社に提供し、誠実に交渉を行うべき信義則上の義務に違反したものと認めるのが相当である。

- ウ 以上のとおり、被告が、原告の親会社であるアップル社に対し、本件FRAND宣言に基づく標準規格必須宣言特許である本件特許権についてのFRAND条件でのライセンス契約の締結準備段階における重要な情報を相手方に提供し、誠実に交渉を行うべき信義則上の義務に違反していること、かかる状況において、被告は、本件口頭弁論終結日現在、本件製品２及び４について、本件特許権に基づく輸入、譲渡等の差止めを求める本件仮処分<sup>の</sup>申立てを維持していること、被告のETSIに対する本件特許の開示（本件出願の国際出願番号の開示）が、被告の3GPP規格の変更リクエストに基づいて本件特許に係る技術（代替的Eビット解釈）が標準規格に採用されてから、約２年を経過していたこと、その他アップル社と被告間の本件特許権についてのライセンス交渉経過において現れた諸事情を総合すると、被告が、上記信義則上の義務を尽くすことなく、原告に対し、本件製品２及び４について本件特許権に基づく損害賠償請求権を行使することは、権利の濫用に当たるものとして許されないというべきである。

## 【検討】

### FRAND条項違反の効力

#### (1) 契約準備段階における信義則上の義務

契約準備段階での信義則上の説明義務や情報提供義務は一般的に認められている。

本件では、FRAND宣言と第三者との関係であるが、上記のとおり、「第三者の権利」として、「少なくとも製造及び販売、賃貸、修理、使用、動作するため、規格に関し、公正、合理的かつ非差別的な条件でライセンスが許諾されること」(IPRポリシー6.1項)が定められているので、その判断をするための情報提供義務は肯定されよう。

#### A. 最判平成19年2月27日(最高裁判所裁判集民事223号343頁)

「Aから本件商品の具体的な発注を受けていない以上、最終的に被上告人とAとの間の契約が締結に至らない可能性が相当程度あるにもかかわらず、上記各行為により、上告人に対し、本件基本契約又は4社契約が締結されることについて過大な期待を抱かせ、本件商品の開発、製造をさせたことは否定できない。上記事実関係の下においては、上告人も、被上告人も、最終的に契約の締結に至らない可能性があることは、当然に予測しておくべきことであったということはできるが、被上告人の上記各行為の内容によれば、これによって上告人が本件商品の開発、製造にまで至ったのは無理からぬことであったというべきであり、被上告人としては、それによって上告人が本件商品の開発、製造にまで至ることを十分認識しながら上記各行為に及んだというべきである。したがって、被上告人には、上告人に対する関係で、契約準備段階における信義則上の注意義務違反があり、被上告人は、これにより上告人に生じた損害を賠償すべき責任を負うというべきである」

#### B. 最判平成23年4月22日(最高裁判所民事判例集65巻3号1405頁)

「契約の一方当事者が、当該契約の締結に先立ち、信義則上の説明義務に違反して、当該契約を締結するか否かに関する判断に影響を及ぼすべき情報を相手方に提供しなかった場合には、上記一方当事者は、相手方が当該契約を締結したことにより被った損害につき、不法行為による賠償責任を負うことがある」

【参考】「民法(債権関係)の改正に関する検討事項(6)詳細版」(法務省)

## 契約締結過程における説明義務・情報提供義務

契約を締結するに際して必要な情報は、各当事者が自ら収集するのが原則であると言われてきた。しかし、契約交渉段階に入った当事者間の関係は、何らの接触もない者との関係より緊密であり、交渉の相手方に損害を被らせないようにする信義則上の義務を負うのではないかという指摘がされており、このような義務の一内容として、判例上、契約締結過程における信義則上の説明義務違反を理由とする損害賠償責任を認めるものがある。

現代においては、当事者間に情報量・情報処理能力に格差がある場合も少なくないこと等を踏まえ、契約締結過程における信義則上の説明義務又は情報提供義務違反を理由とする損害賠償責任についての規律を設けるべきであるという考え方があるが、どのように考えるか。

(補足説明)

### 1 契約締結過程における説明義務・情報提供義務の内容とその要件

- (1) 説明義務・情報提供義務という用語は様々な場面で用いられるが、契約締結前の準備や交渉の段階における義務としては、契約締結のための意思決定の基盤の確保という観点から、当該契約を締結するか否かの判断に影響を及ぼす事項についての説明義務・情報提供義務と、それ以外の事項についての説明義務・情報提供義務を区別し、前者についての規律を置くべきであるという考え方がある。

例えば、相手方の生命・身体・財産に対する危険を防止するための情報も、契約締結前に提供されることが多いが、この情報の提供の如何にかかわらず、相手方は同じ条件で契約したと考えられるので、契約締結のための意思決定の基盤の確保という問題ではないと考えられる。この種の情報提供の例として、食品の保存方法に関する情報が告げられなかったため、腐ってしまった場合や、マンションの売買で防火設備の操作方法の説明義務を売主及び売主と一体となって事務を行っていた宅建業者に認めた最判平成17年9月16日判例時報1912号8頁等が挙げられる。そして、契約締結の際の不適切な説明により、契約後に生命・身体・財産に対する損害を被った場合については、契約交渉段階の過失を原因として発生した損害ではあるが、契約の成立を前提として認められる債務不履行ないし付随義務違反の問題に吸収して処理することができるとされている。

これに対し、契約締結過程で提供されるべき情報の中には、契約を締結するかどうかの判断には直結しないが、契約締結に際して当然知っているべき情報もあり得ることから、これらを含めて説明義務・情報提供義務を規定するべきであるという考え方もあり得る。

以上を踏まえ、契約締結過程における説明義務・情報提供義務を条文で明確にすること、及び義務の対象となる情報に付すべき限定につき、どのように考えるか。

- (2) 契約を締結するか否かの判断に影響を及ぼす事項についての説明義務・情報提供義務については、関連する裁判例の数は多数に上る。これらの裁判例においては、説明義務・情報提供義務について、個別具体的な事案に応じて、当該契約の性質、当事者の属性や相互の関係、交渉経緯その他の多様な考慮要素を総合的に考慮して、信義誠実の原則（民法第1条第2項）に従い判断していると言われている（例えば、融資と建物建築が一体となった計画の勧誘における建設会社及び金融機関の説明義務が争われた事案に関する最判平成18年6月12日判時1941号94頁等）。

このような判例を踏まえ、要件を定式化して条文上に示すことは困難であるという指摘もされているが、他方で、できる限り考慮要素を明確化すべきである等の観点から、判例が提示する考慮要素を整理した上で、その判断の枠組みを条文上に明記すべきであるという考え方も提示されている。

なお、この場合の責任の性質については、当該説明義務等が、契約成立の前提となるものであって契約自由の原則の実質化である点を考慮し、債務不履行責任と解すべきであるとする見解がある。他方で、判例を見ると、例えば、上記最判平成18年6月12日判例時報1941号94頁は、「不法行為又は債務不履行に基づき」損害賠償の請求がされた事案において、「・・・上記説明義務違反によって上告人に生じた損害について賠償すべき責任を負うべきである。」として、責任の性質には言及していない。そこで、上記の考え方、すなわち、判例の判断の枠組みを条文上に明記すべきであるという考え方においては、この場合の責任の法的性質について解釈にゆだねることが提案されている。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

## 2 責任の内容

契約交渉の際の不十分な説明や情報提供によって、本来締結しなかったはずの契約を締結した場合、契約を締結しなければ被らなかつたであろう損害の賠償を請求することができるものと理解し、その旨を条文上明記すべきであるとする考え方がある。他方で、損害賠償の範囲に関する一般法理によって決すれば足り、あえて特則を置く必要はないとする考え方もある。

以上について、どのように考えるか。

なお、契約交渉の際の不十分な説明や情報提供が、例えば不当な表示を伴ってされた場合などは、損害賠償のほかに意思表示又は契約の効力

の問題となる。その場合における意思表示の効力等については、意思表示の効力や契約の有効性に関する規律の議論の際に別途扱うこととする。

法制審議会民法(債権法)部会「民法(債権法)の改正に関する中間試案」(平成25年2月)では、「契約締結の自由と契約交渉の不当破棄」「契約締結過程における情報提供義務」等の明文化が試案として上がっている。

(2) 誠実交渉義務まで認められるか(判例はない?)

- ・本来は、労組法7条2号で使われる用語

「(不当労働行為)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

二 使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。」

- ・報告書によれば、標準化にかかわる団体・大学・研究機関へのアンケート(91件回答)結果によれば、FRAND宣言の効力について、「特許権者の誠実交渉義務である」と回答した者が、約46%であった。
- ・報告書(85頁)で、田村善之教授は、「RAND条項に合意した特許権者は、それが誠実交渉義務を課すに止まる条項であったとしても、少なくともRAND条件に従ったロイヤルティが提供される限り、特許権の行使をなしえない地位にあることに変わりはない(それがRAND条項が示す誠実交渉義務の内容である)」としている(報告書85頁。なお、「第三者のためにする契約」の関係を論じられている)。

(3) 損害賠償請求権の行使について、権利濫用まで認められるか?

- ・本件では、差止請求権ではなく、損害賠償請求権の存否が問題となっている。そして、本件製品2,4は本件特許権を侵害すると判断されている。
- ・したがって、被告は、本来、最低限でもロイヤルティ相当額の損害賠償請求権を有している(但し、被告は損害額に関する主張を留保している。判決12頁)。
- ・仮に、特許権者に信義則違反があり差止請求権の行使が権利濫用として否定されたとしても(報告書でも差止請求権行使の可否が問題とされている)、損害賠償責任(本件の場合には、その販売数からすると極めて高額になる可能性もある)まですべて否定されることには直結しないのではないかとの議論がありうる(例えば、根保証契約と信義則違反による債務の減額の例)。

なお、権利濫用で権利行使が認められないとしても、不法行為に基づく

損害賠償請求権の行使を認める次の判決もある。

最判昭和43年9月3日（最高裁判所裁判集民事92号127頁）

「被上告人が上告人の従前同土地について有していた賃借権が対抗力を有しないことを理由として上告人に対し建物収去・土地明渡を請求することが権利の濫用として許されない結果として、上告人が建物収去・土地明渡を拒絶することができる立場にあるとしても、特段の事情のないかぎり、上告人が右の立場にあるということから直ちに、その土地占有が権原に基づく適法な占有となるものでないことはもちろん、その土地占有の違法性が阻却されるものでもないのである。したがって、上告人が被上告人に対抗しうる権原を有することなく、右土地を占有していることが被上告人に対する関係において不法行為の要件としての違法性をおびると考えることは、被上告人の本件建物収去・土地明渡請求が権利の濫用として許されないとしたこととなんら矛盾するものではないといわなければならない。」

以上